

若者の結婚や子育てを支援します

結婚・子育て支援特別資金返済支援制度

本市と提携する金融機関から結婚・子育て支援ローンを借りた場合に次の支援を行います。

利子補給補助金

毎年12月末の借入残高(当初の計画通り返済した場合)に2.0%を乗じて得た金額を上限として交付します。※借入初年度など利息の実負担額が上限を下回る場合は、利率を2.0%で計算した利息相当額を補助します。※借入利率が2.0%未満の場合は、利息相当分となります。
▶申請方法 申請書を福祉課子育て支援班に提出してください。審査の結果、利用可能と認められる場合は利用承認書を交付します。それをもって本市と提携した金融機関で融資の申し込みをしてください。

返済支援補助金

ローン返済期間中に融資を受けた夫婦に子どもが生まれた場合、子ども1人当たり30万円を交付します。ただし、新生児が生まれた日の借入残高が30万円未満の場合は、生まれた日の借入残高相当額を交付します。
▶申請方法 新生児が誕生した場合、申請書に戸籍謄本を添えて福祉課子育て支援班へ提出してください。

▶対象者

- 下記の条件をすべて満たす必要があります。
- ①本市と提携した金融機関から融資を受けることができる人
 - ②未婚者で、支援ローンの融資を受けてから6カ月以内に結婚される人
 - ③本市に住所を有する人
 - ④融資を受ける時の年齢が35歳未満の人
 - ⑤本人および入籍予定者が市税・保育料などを滞納していない人



第1子の誕生にはファーストベビー祝い金

- ▶対象者** 第1子の新生児が誕生した時点で、1年以上前から本市に住所を有し、新生児を同一世帯員として監護する保護者(父または母)で、市税の滞納がなく、結婚・子育て支援特別資金返済支援制度を利用していない人
▶支給金額 10万円
▶申請方法 申請書に記入し、戸籍謄本、振込口座の写し(申請者名義のもの)とともに福祉課子育て支援班へ提出してください。

問 福祉課 子育て支援班 ☎ 30-0235

“慣れているから大丈夫”は事故のもと

山菜採りの遭難に注意しましょう

- ➡ れから本格的なタケノコ採りシーズンに入ります。
- ➡ 次のことを心がけて、遭難事故を防ぎましょう。

山菜採り心得 5カ条

- ① 入山は、家族に場所と帰宅予定時刻を告げてから!
- ② 入山前に自分の位置を確認し、目標物を定めて!
- ③ 時間を決め、早めに下山する!
- ④ 単独行動はできるだけ避ける!
- ⑤ マナーを守り、ゴミは必ず持ち帰る!

▶携帯用品

- ① 笛 ② 発炎筒 ③ 防寒具 ④ ライター ⑤ 携帯電話 ⑥ 常備薬 ⑦ 非常食 ⑧ 白いタオル(上空から見て最も目立つ色は白色です)

▶もし迷ってしまったら…

必ず誰かが迎えに行きます。動かずに体力を温存し、明るくなったら見通しの良い高い所で救助を待ちましょう。ヘリによる捜索に気が付いたら白いタオルを振って位置を知らせましょう。

携帯電話から110番または119番をすることで、位置の特定につながります。



問 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299
 鹿角警察署 ☎ 23-3321

十和田高原への入山の自粛について

一昨年、熊による死亡事故が発生した熊取平および田代平地区(十和田大湯)については、いまだ安全の確保に至っていませんので、当面の間、入山については自粛されるようお願いいたします。

なお、土地所有者(国有林を含む)の了承をとらずに山林に侵入した場合は、軽犯罪法の規定により拘留される場合があります。

大館鹿角地区

障がい者スポーツ教室を開催します

市内在住の障がい者を対象に、スポーツ教室を開催します。参加費は無料です。

- ▶日時 7月26日(日) 10時～12時
- ▶場所 記念スポーツセンター
- ▶対象 市内在住の身体・知的・精神障がい者
- ▶種目 ボッチャ、卓球バレー、フライングディスク
- ▶申込期限 6月29日(金)

※会場までは各自でお越しください。鹿角市身体障がい者協会会員の方は、協会のバスが運行します。

問 福祉課 地域福祉班 ☎ 30-0238

転作作物の栽培を支援します

「経営所得安定対策」申請の受付開始

水田に、販売することを目的として各種対象作物を作付する方に対し、国が支援する「経営所得安定対策」の申請受付を開始します。

▶主な交付金対象項目

- ① 水田活用の直接支払交付金(販売する対象作物に対する助成)
 - ② 畑作物の直接支払交付金(対象作物の出荷数量に対する助成)
 - ③ 収入減少影響緩和対策(米の価格下落に対する補償制度)
- ※②と③の交付対象者は認定農業者、集落営農組織、農業法人など担い手に限定されます。
▶申請案内 平成29年度に本制度加入者の方で、事前に申請届出のあった方には鹿角地域農業再生協議会から申請の案内をします。新規に申し込みをされる方は下記までご連絡ください。
▶受付期間 6月4日(月)～22日(金)



問 農林課 こだわり作物推進室 ☎ 30-0243

そばの高収量化・高品質化を目指して

「そばの里」産地確立交付金

今年度もそばの収量増加、品質向上を目的とし、数量払いで助成します。そばの栽培、出荷を予定されている方は内容を確認の上、忘れずに手続きしてください。

- ▶対象農用地 申請時に畑地であり、栽培に適していると認められた農用地
 - ▶対象者 上記農用地にそばを栽培し、収穫したそばを販売(自家加工も可)する農業者(集落営農、農業法人なども含む)
 - ▶助成内容 平成30年産そば出荷数量に対し、120円/kg以内を助成
- ※全体の実績に応じ、予算の範囲内で単価調整を行います。
▶申請方法 農林課こだわり作物推進室および各支所に備え付けの申請書に記入し、提出してください。
 ※申請書は最寄りの支所でも受け付けます。
▶申請期限 6月29日(金)



問 農林課 こだわり作物推進室 ☎ 30-0243

届け出が必要でず

児童手当の「現況届」をお忘れなく

6月8日(金)は児童手当の支給日です。今回の支給は平成30年2月分～5月分です。

また、6月1日の基準日における児童等の現況を確認するため、次の日程で「現況届」を提出してください。詳細は近日中に郵送する「児童手当・特例給付現況届の提出について」をご覧ください。

日 程		会 場
6月17日(日)	13時30分～16時	交流センター
6月18日(月)	10時～18時30分	
6月19日(火)	10時～16時	十和田市民センター
6月20日(水)	10時～18時30分	

※上記期間中に来場できない場合は、事前にご連絡ください。また、6月中に現況届が提出されない場合、6月以降の児童手当が支給できなくなる場合があります。

- ▶持ち物 ① 近日中に郵送予定の通知書② 認め印③ 健康保険被保険者証のコピー(通知書の宛名の人の分)
- ※平成30年1月2日以降の転入者、児童が本市以外に在住の方は別途必要書類があります。

問 福祉課 子育て支援班 ☎ 30-0235

シルバーリハビリ体操

体操指導士3級養成講習会

地域の新たな介護予防の担い手となる、シルバーリハビリ体操指導士養成講習会の受講生を募集します。

- ▶受講対象者
- ・市内在住で、常勤の職に就いていないおおむね60歳以上の方
- ・6日間の全日程を受講できる方
- ・受講後、地域で体操普及のボランティア活動ができる方
- ▶内容 体操実技のほか関連する筋肉や運動の基本的な知識を学びます。

	開催日	場所	申込締切
夏季コース	7月17日(火)、24日(火)、30日(月)、8月2日(水)、6日(日)、9日(水)	福祉保健センター	7月3日(火)
冬季コース	10月25日(火)、11月1日(火)、5日(土)、12日(土)、15日(火)、20日(土)	交流センター	10月11日(火)

- ▶開催時間 10時～16時
- ▶受講料 無料
- ▶申込方法 各地域包括支援センターおよび各支所に備え付けの「受講申込書」に必要事項を記載の上、提出してください。

問 地域包括支援センター ☎ 30-0103